

土木建築委員会会議記録

土木建築委員長 嶋 幸一

1 日 時

平成26年3月20日（木） 午後2時00分から
午後3時49分まで

2 場 所

第1委員会室

3 出席した委員の氏名

嶋幸一、戸高賢史、衛藤明和、濱田洋、藤田正道、平岩純子、小野弘利

4 欠席した委員の氏名

なし

5 出席した委員外議員の氏名

なし

6 出席した執行部関係の職・氏名

土木建築部長 畔津義彦 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 第21号議案については、可決すべきものと総務企画委員会に回答することを全会一致をもって決定した。第52号議案については、可決すべきものと文教警察委員会に回答することを全会一致をもって決定した。
- (2) 第1号議案のうち本委員会関係部分、第10号議案、第11号議案及び第46号議案から第51号議案までについては、可決すべきものといずれも全会一致をもって決定した。
- (3) おおいた灯りのサポーター事業について及び大分県耐震改修促進計画の変更について、執行部から報告を受けた。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

| | | |
|------------|----|-------|
| 議事課議事調整班 | 主任 | 吉野美穂 |
| 政策調査課調査広報班 | 主幹 | 田崎真佐恵 |

土木建築委員会次第

日時：平成26年3月20日（木）14：00～

場所：第1委員会室

1 開 会

2 土木建築部関係

(1) 合議議案件の審査

第 21号議案 大分県使用料及び手数料条例の一部改正について

第 52号議案 警察署の名称、位置及び管轄区域条例等の一部改正について
(大分県県営住宅等の設置及び管理に関する条例の一部改正)

(2) 付託案件の審査

第 1号議案 平成26年度大分県一般会計予算（本委員会関係部分）

第 10号議案 平成26年度大分県臨海工業地帯建設事業特別会計予算

第 11号議案 平成26年度大分県港湾施設整備事業特別会計予算

第 46号議案 平成26年度における土木事業に要する経費の市町村負担について

第 47号議案 大分県道路占用料徴収条例の一部改正について

第 48号議案 河川の流水占用料等の徴収に関する条例の一部改正について

第 49号議案 海岸の占用料等及び海底の土地の使用料等の徴収に関する条例の一部改正について

第 50号議案 港湾区域等における占用料及び土砂採取料の徴収に関する条例の一部改正について

第 51号議案 大分県都市公園条例の一部改正について

(3) 諸般の報告

①おおいた灯りのサポーター事業について

②大分県耐震改修促進計画の変更について

(4) その他

3 閉 会

会議の概要及び結果

嶋委員長 ただいまから、委員会を開きます。

審査の都合上、予算特別委員会の分科会もあわせて行いますので、ご了承いただきたいと思えます。

本日審査をいただく案件は、今回付託を受けました議案9件と、総務企画委員会、文教警察委員会から合い議のありました議案2件であります。

この際、これらを一括議題とし、これより審査に入ります。

それでは、お手元の会議次第により、委員会を進めたいと思えます。

初めに、合い議のありました議案の審査を行います。

まず、第21号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正についてのうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

平野公園・生活排水課長 第21号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正についてご説明いたします。議案書では188ページになりますが、説明は土木建築委員会資料で行いますので、資料の1ページをお開き願います。

本議案は、1の改正の理由に記載しておりますが、消費税法などの一部改正に伴い、消費税率が8%に引き上げられるため、大洲総合運動公園ほか3公園の使用料の改正を行うものでございます。

2の改正の内容ですが、課税対象の使用料について、別表第1の抜粋のとおり約3%増の改正を行うものでございます。

3の施行日ですが、改正消費税法の施行日と同日の、平成26年4月1日としています。

以上でございます。よろしく願いいたします。

嶋委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

質疑、ご意見などはございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

嶋委員長 別に質疑もないようですので、これより採決をいたします。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと、総務企画委員会に回答することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

嶋委員長 ご異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと、総務企画委員会に回答することに決定いたしました。

次に、第52号議案警察署の名称、位置及び管轄区域条例等の一部改正についてのうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

黒木公営住宅室長 議案書の270ページをお開き願います。

第52号議案警察署の名称、位置及び管轄区域条例等の一部改正についてのうち、第5条にあります、大分県公営住宅等の設置及び管理に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

また、委員会資料は2ページですので、あわせてごらんください。

今回の改正は、大分市の大字生石等の区域の一部について、本年1月から住居表示変更が実施されたことに伴い、資料左下の第5条県営住宅と記載しております県営生石住宅の位置表示を変更するほか、右上の表のとおり2行目の県営徳島住宅以下4つの県営住宅の位置の表示につきましても、規定の整備を行うものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

嶋委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

嶋委員長 別に質疑もないようですので、これより採決をいたします。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと、文教警察委員会に回答することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

嶋委員長 ご異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと、文教警察委員会に回答することに決定いたしました。

以上で合議案件の審査を終わります。

次に、付託案件の審査に入ります。

第1号議案平成26年度大分県一般会計予算のうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

畔津土木建築部長 第1号議案平成26年度大分県一般会計予算の総括的な内容について、ご説明いたします。

先日の予算特別委員会での説明と重複する部分もありますが、ご了承いただきたいと思います。

お手元の委員会資料の3ページをお開きください。平成26年度当初予算説明資料（土木建築部）です。

まず、1の一般会計の歳出予算ですが、県全体、土木建築部、他部局の予算額を記載しております。

土木建築部の予算額については、表の中ほど内訳の土木建築部の欄に記載しておりますとおり、上から総務費が8億1,205万2千円、農林水産業費が6,171万円、土木費が785億8,533万3千円、災害復旧費が73億4,519万2千円、当初予算合計で870億761万4千円を計上しております。

26年度当初予算の主な点ですが、公共事業については、道路のり面の崩壊・落石対策を初めとする防災対策や、有田川・山国川・花月川等の河川改修、並びに玉来ダムの整備等、豪雨災害からの着実な復興のための浸水被害対策及び橋梁やトンネル等、県民の安心・安全確保に向けた社会インフラの老朽化対策、また、東九州自動車道や庄の原佐野線など将来の発展の基盤となる社会資本整備に重点的に取り組むため、対前年度比1.1%の伸びとなっております。

また、単独事業についても、大規模地震からの被害に備えるため、河川・海岸施設の津波対策や、不特定多数の者が利用する旅館・ホテルなどの特定建築物並びに民間木造住宅の耐震化対策、公共施設の老朽化対策など県民の安心・安全確保に向けた取り組みをハード・ソフト両面から積極的に取り組むため、対前年度比5.8%の伸びとなっております。

その下の内訳の欄をごらんください。

公共事業は、当初予算では、596億1,465万5千円で、対前年度比1.1%の伸びとなっております。

内訳としましては、一般公共事業費が、408億6,678万5千円で、対前年比6.8%の伸び、災害関連事業費が、30億542万7千円で、対前年比11.8%の伸び、国直轄事業の負担金が、80億4,932万7千円で、対前年比7.3%の減、住宅建設費が、4億5,497万9千円で、対前年比14.5%の減、災害復旧事業費は、72億3,813万7千円で、対前年比17.8%の減となっております。

非公共事業は、一番下の欄にありますように273億9,295万9千円となっており、対前年比5.8%の伸びとなっております。

中ほどの債務負担行為ですが、新規分としまして、19件、175億5,181万円の限度額の設定をお願いをしております。

次に一番下の特別会計ですが、臨海工業地帯建設事業特別会計の当初予算額として、14億1,061万円、また、その下の港湾施設整備事業特別会計の当初予算額としまして、17億6,069万9千円を計上しております。

以上をもちまして、26年度当初予算関係の総括的な説明を終わらせていただきます。詳細については、関係課長から説明いたしますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

甲斐土木建築企画課長 土木建築企画課関係の歳出予算のうち、主なものについて、ご説明いたします。

恐れ入りますが、別にお配りしている平成26年度土木建築部予算概要を使ってご説明いたしますので、予算概要の14ページをお開き願います。

左上の枠外に款、項の名称、右端枠内に目名を記載しております。

まず初めに、款土木費、項土木管理費、目の名称が土木総務費ですが、次の15ページ一番下の欄にありますとおり、目計で21億1,232万7千円を計上しております。

主な事業の内訳としまして、14ページにお戻り願います。

事業名欄一番上の、給与費7億8,177万5千円ですが、これは土木建築部職員のうち、112人分の給与費を計上しております。

なお、給与費については、現行の給料表に基づき、25年12月1日現在の土木建築部職員現員数により算定した金額を、各課の各費目毎に割り振ってそれぞれ計上しております。

次に、16ページをお開き願います。

目建設業指導監督費について、一番下の欄にありますとおり、目計で1億2,708万8千円を計上しております。

主な事業の内訳としまして、事業名欄の上から2番目、建設業育成指導費1億円は、県が金融機関に資金を預託することで、協調融資により4倍の融資枠を得まして、大分県建設業協同組合連合会を通じ、公共工事施工のための運転資金や建設資材の調達資金を建設業者に融資するものです。

次に、事業名欄一番下の、建設産業構造改善支援事業費1,540万2千円は、近年の公共事業の減少に伴い、厳しい経営環境にある建設業者に対し、新分野進出や企業合併

等の取り組みを促進し、建設産業の再生や、構造改善を図るものです。

以上が土木建築企画課関係の予算となります。

次に債務負担行為について、当部関係分をご説明いたします。

恐れ入りますが、お手元の土木建築委員会資料にてご説明いたしますので、資料の4ページをお開き願います。

今回お願いしております債務負担行為の一覧表です。

一番上の土地開発公社の公共用地先行取得資金の借り入れによる債務保証は、県の要請により、土地開発公社が土地の取得造成を行う場合に、金融機関からの借り入れと、その利子等に対し、県が債務保証を行うもので、借入総額60億円とその利子等について、債務負担行為の承認をお願いするものです。

下がりまして16番目の土木施設災害復旧事業は、26年度発生災害について、国費の配分が翌年度になる分についても、できる限り早期復旧のため年度内に発注できるよう、あらかじめ債務負担行為をお願いするものです。

19番目の生活排水処理施設整備費補助は、市町村の起債償還を支援するための補助金を12年分割で支給するもので、これに伴う債務負担行為をお願いするものです。

その他は、橋梁やトンネルなど、規模の大きな工事で、工期が27年度以降にわたる事業について、債務負担行為の設定をお願いするものです。

一番下の計欄にありますように、合計で19件、金額で175億5,181万円の債務負担行為について承認をお願いするものです。

以上で説明を終わります。よろしくご説明いたします。

進建設政策課長 建設政策課関係の歳出予算の主なものについてご説明いたします。

資料戻りまして、予算概要の14ページをお開き願います。

項土木管理費、目土木総務費のうち、事業名欄の下から4番目の公共事業情報システム開発事業費3,623万5千円は、公共事業に関する工事の発注や、用地取得等の予算管理などに用いる公共事業総合支援システムのソフトウェアの更新並びに工事積算システムのサーバ更新等に要する経費です。

次に15ページをごらんください。

事業名欄の上から2番目、暮らしを支える社会基盤保全事業費6,200万円は、河川の流れの支障となる流木処理などの緊急対応や防災資機材の確保等を行うことにより、土木事務所が持つ総合的な防災機能を強化するために要する経費です。

以上でございます。よろしくご説明いたします。

田中用地対策課長 用地対策課関係の歳出予算の主なものについてご説明いたします。

14ページにお戻りください。

目土木総務費のうち、当課関係事業は、事業名欄の上から4番目の公共用地先行取得事業費10億円です。

これは、緊急に用地買収が必要となった場合に、機動的に対応するため、大分県土地開発公社が先行取得により事業用地を確保するための貸付金として、あらかじめ確保している経費です。

以上で説明を終わります。よろしくご説明いたします。

鈴木道路課長 道路課関係の歳出予算の主なものについてご説明いたします。

18ページをお開き願います。

まず、項道路橋梁費、目道路橋梁総務費について、一番下の欄にありますように、目計で4億1,147万9千円を計上しております。

主な事業といたしましては、事業名欄上から2番目の道路管理費2億9,693万4千円ですが、これは、主に道路照明の電気料や修繕料等に要する経費でございます。

次に、21ページをお開き願います。

道路新設改良費について、一番下の欄にありますとおり、目計で233億64万9千円を計上しております。

主な事業の内訳といたしましては、事業名欄上から3番目、公共の道路改良事業費33億5,614万2千円と、その下の地域活力基盤道路改良事業費118億4,894万5千円は、これらはいずれも現道の拡幅や線形改良等の工事を実施するもので、県内の道路ネットワークの整備を図るものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

亀井道路保全整備室長 道路保全整備室関係の歳出予算の主なものについてご説明いたします。20ページをごらんください。

目道路維持費について、一番下の欄にありますように、目計で120億153万円を計上しております。

主な事業の内訳としましては、1つ前の19ページ、事業名欄の上から2番目、道路維持修繕費15億841万6千円ですが、これは、安全で快適な道路環境を確保するために行う街路樹の管理、道路の清掃・草刈り等に要する経費並びに県が管理する道路のパトロール、応急維持補修等に要する経費でございます。

次に、21ページをお開き願います。

事業名欄の上から2番目、単独の道路改良事業費40億7,508万円ですが、これは未改良区間の拡幅や、線形改良などの工事を実施するもので、県民生活に密着した道路整備を図るものでございます。

次に、22ページをお開き願います。

目の橋梁維持費について、一番下の欄にありますとおり、目計で42億7,212万4千円を計上しております。

主な事業の内訳といたしまして、事業名欄上から2番目の、単独の橋梁補修事業費9億9,563万6千円と、その下の、公共の地域活力基盤橋梁補修事業費32億7,225万1千円は、地震時の落橋や、橋脚の損壊などを未然に防止するため、既設橋梁の震災対策を施すとともに、橋梁の安全性の確保と長寿命化を図るため、橋梁長寿命化維持管理計画に基づき、一般補修を実施するものでございます。

次に、23ページをごらんください。

目の橋梁新設改良費について、一番下の欄にありますとおり、目計で、1億5,651万5千円を計上しております。

事業の内訳といたしまして、事業名欄上から2番目の、単独の橋梁整備事業費1億2,350万円は、道路改良区間において老朽化の著しい橋梁のかけかえを行うものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

菖蒲河川課長 河川課関係の歳出予算の主なものにつきまして、ご説明いたします。

次の24ページをお開き願います。

款総務費、項企画費、目企画調査費について、一番下の欄にありますように、目計で7億8,311万7千円を計上しております。

主な事業の内訳としましては、事業名欄一番上の耶馬溪ダム水源対策費5,407万3千円ですが、これは、耶馬溪ダムの維持管理に要する管理費負担金です。

次にその下の水源地域振興対策費7億1,995万円は、大山ダムを対象として、多目的ダムが建設されている水源地域の振興及び整備計画の進捗を図るものであり、基金を通じ、日田市へ助成するものです。

次に、25ページをごらんください。

款土木費、項河川海岸費、目河川総務費について、一番下の欄にありますとおり、目計で2億9,406万5千円を計上しております。

主な事業の内訳としまして、事業名欄上から2番目の河川海岸維持管理費1億8,029万4千円は、芹川・北川ダムの管理者負担金や堤防の草刈り費など、河川や海岸の管理業務に要する経費です。

次に、27ページをお開き願います。

目河川改良費について、一番下の欄にありますとおり、目計で101億7,253万6千円を計上しております。

恐れ入りますが、26ページに戻っていただきまして、主な事業の内訳としまして、事業名欄上から2番目の、単独の河川海岸改良事業費9億2,500万円と、その下の、単独の緊急河床掘削事業費2億5千万円は、台風や集中豪雨などによる浸水被害から、地域住民の生命・財産を守るため、国庫補助事業の対象とならない箇所において、護岸などの改修工事の実施や、土砂の堆積が著しい河川におきまして、早急に河床掘削を実施するものです。

27ページをごらんください。事業名欄下から3番目の公共の国直轄河川事業負担金26億5,370万3千円は、大分川、大野川など県下5つの一級河川において、国が実施する河川改修事業及びダム事業などに対する県の負担金です。

28ページをお開き願います。

目海岸保全費について、一番下の欄にありますとおり、目計で2億5,630万2千円を計上しております。

主な事業であります、公共の海岸環境整備事業費2億1,282万7千円は、国東市の安岐海岸において環境整備事業を実施する経費です。

次に、30ページをお開き願います。

河川課所管の土木災害復旧費ですが、一番下の欄にありますとおり目計で70億6,519万2千円を計上しております。

主な事業の内訳としまして、事業名欄上から3番目の公共の災害復旧事業費69億5,813万7千円につきましては、過年災害分として、平成24年、25年に被災した河川の復旧を、引き続き進めるとともに、現年災害分として、平成26年に新たに災害が発生した際に、迅速に対応できるよう、所要額をあらかじめ計上するものです。

以上で説明を終わります。よろしくご説明いたします。

渡邊港湾課長 港湾課関係の歳出予算の主なものについてご説明いたします。

31ページをごらんください。

項河川海岸費、目海岸保全費について、一番下の欄にありますように、目計で4億9,793万2千円を計上しております。

主な事業の内訳といたしまして、事業名欄上から2番目の公共高潮対策事業費から2つ下の公共の侵食対策事業費までの3事業、1つ飛ばしまして、津波危機管理対策緊急事業費の計4事業は、国東港ほか5港で、海岸保全施設の整備や環境整備等の事業を実施するものでございます。

次の32ページをお開き願います。

項港湾費、目港湾管理費について、一番下の欄にありますとおり、目計で3億1,361万5千円を計上しております。

主な事業の内訳といたしまして、事業名欄一番下の港湾施設整備事業特別会計繰出金1億5,199万2千円は、港湾施設整備事業特別会計において必要となる起債の償還等に要する経費充当のため繰り出しを行うものでございます。

次の33ページをごらんください。

目港湾建設費について、一番下の欄にありますとおり、目計で34億2,850万1千円を計上しております。

主な事業の内訳といたしまして、事業名欄上から2番目の単独の港湾改良事業費4,371万1千円は、大分港ほか3港の改修工事等を実施するものでございます。

次の公共の重要港湾改修事業費から下から2番目の公共の港整備交付金事業費までの5事業は、国庫補助事業でございまして、産業や交通の拠点として、別府港ほか9港におきまして、防波堤や岸壁、臨港道路などの整備を行うものでございます。

その次の公共の国直轄港湾事業負担金13億8,793万3千円は、中津港ほか3港におきまして、臨港道路、岸壁等を整備するための工事に係る負担金でございます。

次の34ページをお開き願います。

目空港建設対策費について、一番下の欄にありますとおり、目計で4,321万5千円を計上しております。

主な事業の内訳といたしまして、事業名欄上から2つ目の公共の国直轄空港事業負担金4,219万1千円は、大分空港の整備事業に係る負担金でございます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

村岡砂防課長 砂防課関係の歳出予算の主なものについて、ご説明いたします。

38ページをお開き願います。

項河川海岸費、目砂防費について、一番下の欄にありますとおり、目計で80億7,782万6千円を計上しております。

主な事業の内訳としまして、36ページに戻りまして、事業名欄下から3番目の単独の急傾斜地崩壊対策事業費4億3千万円は、国の採択条件を満たさない箇所について、県が、崖崩れ対策事業を実施するとともに、市町村が実施する事業に対して、助成するものでございます。

次に一番下の公共の通常砂防事業費7億3,580万5千円及び次の37ページ一番上の、公共の火山砂防事業費9億1,202万7千円ですが、これは土砂災害に対して総合

的に対処するため、砂防ダムの整備などを行うものです。

次に事業名欄下から2番目の公共の砂防災害関連事業費から、次の38ページ、事業名欄上から2番目の公共の緊急急傾斜地崩壊対策事業費までの4事業は、災害が発生した場合の緊急対策として、速やかに対応できるよう、砂防ダム等の整備に係る所要額をあらかじめ計上しているものです。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

宮崎都市計画課長 都市計画課関係の歳出予算の主なものについて、ご説明いたします。

42ページをお開き願います。

項都市計画費、目街路事業費について、一番下の欄にありますように、目計で51億868万4千円を計上しております。

主な事業の内訳といたしましては、事業名欄、上から3番目、単独の街路改良事業費4億3,010万円は、日田市の丸山五和線ほか、都市計画道路6路線の整備促進を図るものです。

次に2つ下の、公共の地域活力基盤街路改良事業費19億2,203万9千円は、別府市の富士見通南立石線ほか、都市計画道路6路線の整備促進を図るものです。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

平野公園・生活排水課長 公園・生活排水課関係の歳出予算の主なものについて、ご説明いたします。

43ページをごらんください。

款農林水産業費、項農地費、目土地改良費について、農業集落排水事業費6,171万円を計上しております。

これは、佐伯市井崎地区等において、各市が実施する農業集落排水処理施設の整備に対し補助する経費です。

次に、44ページをお開き願います。

款土木費、項都市計画費、目都市環境整備費について、一番下の欄にありますとおり、目計で、13億385万6千円を計上しております。

主な事業の内訳としまして、事業名欄上から2番目、公園維持管理費1億2,454万9千円、その下の大分スポーツ公園等管理運営事業費4億6,162万4千円は、大洲総合運動公園、ハーモニーパーク及び大分スポーツ公園・高尾山自然公園の指定管理者管理運営委託料等に要する経費です。

その3つ下、県営都市公園里山利活用推進事業費305万1千円は、新規事業で、県営都市公園の里山等を活用し、自然体験や環境学習の実施に要する経費です。

その2つ下、きれいな水再生啓発事業費79万8千円は、新規事業で、1つ上の生活排水処理施設整備推進事業で実施するハード施策を補完するため、水環境保全への啓発活動に要する経費です。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

山本建築住宅課長 建築住宅課関係の歳出予算の主なものについてご説明いたします。

46ページをお開き願います。

項土木管理費、目建築指導費について、一番下の欄にありますとおり、目計で4,046万8千円を計上しております。

主な事業の内訳としまして、事業名欄一番上の、建築基準法等施行事務費3,849万2千円は、建築基準法に基づく構造計算関連の業務委託及び建築確認等の許認可事務並びに建築審査会の開催等に要する経費と、建築士法に基づく2級・木造建築士及び建築士事務所への指導・監督並びに建築士審査会の開催等に要する経費です。

次に47ページをごらんください。

項住宅費、目住宅管理費について、一番下の欄にありますとおり、目計で7億8,500万2千円を計上しております。

主な事業の内訳といたしまして、事業名欄の上から5番目、住宅新築資金等貸付助成事業2,955万9千円は、住宅新築資金等貸し付けの実施に伴い生じた市町村の財政負担を軽減するため、貸付金回収経費等の補助に要する経費です。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

黒木公営住宅室長 公営住宅室関係の歳出予算の主なものについて、ご説明いたします。

引き続き47ページをごらんください。

目の住宅管理費について、事業名欄下から3番目、県営住宅等管理対策事業費5億6,494万3千円は、県営住宅等の使用料収納事務や入退去事務等を管理代行者に委託する経費や県営住宅の修繕料、家賃滞納者等に対する明け渡し請求訴訟等に要する経費でございます。

次に、48ページをお開き願います。

目の住宅建設費について、一番下の欄にありますとおり、目計で4億8,049万円を計上しております。

主な事業の内訳といたしまして、事業名欄の上から3番目、公共の既設県営住宅改善事業費2億9,340万6千円は、敷戸住宅の全面的改善、外壁改修工事や給水管更新工事等に要する経費です。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

永松施設整備課長 施設整備課関係の歳出予算の主なものについて、ご説明いたします。

49ページをごらんください。

項土木管理費、目営繕費について、一番下の欄にありますとおり、目計で37億6,204万2千円を計上しております。

主な事業の内訳としまして、事業名欄上から2番目の庁舎営繕費8億8,380万4千円は、地方総合庁舎の建築や設備の改修工事、県有施設の単独処理浄化槽または、くみ取り便槽を合併処理浄化槽に転換する工事等に要する経費でございます。

また、その下の大規模施設計画的保全事業費6億円は、県庁舎など、床面積がおおむね1万平米以上の17大規模施設について、専門的な見地から計画的な保全措置を行うことにより、建てかえ時期を延ばし、できるだけ長く施設の有効利用を図るものです。

26年度は、緊急度が高く、劣化が進んだ設備機器の更新などを実施します。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

田原高速道対策局長 高速道対策局関係の歳出予算について、ご説明いたします。

次の50ページをお開き願います。

目土木総務費のうち、目計で150万円を計上しております。

これは、東九州自動車道の建設促進に係る協議会及び期成会に対する負担金でございます。

す。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

嶋委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

質疑、ご意見などはございませんか。

濱田委員 2点ほどですね、16ページの建設の産業の構造支援ですが、今、いわゆる新分野に進出をし出した企業が大分ふえてきております。この予算は1,500万円ぐらいですけれども、具体的に例えばネギとかお茶とか農林関係が結構多いんですね。これは業者に聞いてもなかなかどの程度成功しておるのか、その辺がちょっとよく見えないんですが、土木建築部として指導しておる以上はその辺の経営状況、また将来展望、そういうものについてはどういうふう考えておるのか。

それから、30ページの単独の災害復旧事業費、いわゆる公共事業に採択されていない120万円以下の小規模のこれが4千万円ですけれども、特に市町村でも例えば40万円以下とか、そういう補助的なものを半分ぐらいするとか、これは具体的にどういう種類の、もちろん県ですから、県道とか、あるいは河川、そういう関係だと思ふんですけど、この辺ちょっと説明をしてください。

甲斐土木建築企画課長 それでは、新分野進出の関係について回答します。

まず、どれくらい進出しているかというところですが、平成24年度まででうちで把握しておりますのが203件でございます。平成25年度が今のところ21件ほど新分野に進出しております。

主な分野といたしましては、委員もご指摘のように農業分野が非常に多くて、そのうち85社が農業分野、それから環境リサイクル分野、廃棄物関係が17、それから、福祉介護分野が16という状況になってございます。

それぞれ成功しているのかということでございますが、土木建築企画課といたしましては、建設業の経営の安定化ということに向けまして、それぞれの進出企業につきましては、フォローアップといたしまして会社訪問をしてございます。それぞれの事業状況、今の進出された後の事業の展開状況等を伺っておるところでございます。

25年度は現在のところ31社ほど企業訪問をして、フォローアップをしているところです。また、農業分野につきましては、農林水産部等の関係部局とも連携をとりまして、その後の指導等をうまくしていくようにやっております。

以上でございます。

菖蒲河川課長 単独の災害復旧事業に関してでございますが、今年度でいいますと、約20件の2千万円ほど実施をいたしております。これは主に河川でございまして、やはり120万円といいますと、延長的には例えば10メートルとかあれば国庫でとれるんですけれども、3メートルとか、そういった護岸が一部壊れているような小規模なときには公共のものがとれませんので、そういったものを単独でやっているということでございます。

だから、通常の災害復旧と規模が違うだけで、中身は何ら変わるものではございません。

濱田委員 新分野について、特にうちの近辺では白ネギが多いんですね。総合的に、例えば農業分野に八十何社入っておるなら、ある程度全体では何ヘクタールで、あるいは総合的に年間の出荷はこのくらいやっているぐらいは調べてもらおうと、それは農林でもいいんですけれども、やっぱり新たに進出して結構これは大変だと思うんですね。

重機とかいろいろな機械は持っていますけれども、いわゆる食べ物を栽培するというのは、もちろんいろんな近所でも専門の人がアドバイザーでやっているようですけども、できたら全体の毎年の出荷額とか、あるいは何町歩ふえたとか、あるいは減ったとか、3年でだめになったとか、何かそういう具体的なやつが本当は欲しいんですけども、また後日で結構ですから、今わかれば幾らでもね。

それじゃ、一番農業分野で多いのは何ですか。お茶は相当、山香やあの辺で広くやっているようですけども。

甲斐土木建築企画課長 委員ご指摘のとおり、お茶が一番多くございます。あとは今言われた白ネギとか野菜、それからカボス等もございます。

先ほどの中で幾らかという把握をしているかということでございますが、それは今のところ、土木建築部としては数字を持ち合わせておりません。

そういった意味で、農林水産部等とも連携して、農林の企業参入等もございますので、あわせて確認をしていきたいというふうに思っております。

平岩委員 議案が多いみたいなので、端的に言います。3点教えてください。

14ページに東日本大震災の被災地支援事業が出ていますが、ことし何名ぐらいの方が期間どのくらい行かれるのかということ、それから、予算のポイントのところにパーソントリップ調査を生かして、ということがありますが、パーソントリップ調査、私もちょうど当たって書いたんですけども、どのくらいの方が今どのくらいまでいっているのかなというのがとても興味があります。

それと県営住宅なんですけれども、障がいを持っている人が単独で住むことができないというようなことがあるのかなというのを教えていただきたいと思えます。

甲斐土木建築企画課長 東日本への支援でございますけれども、来年度、土木技術職員が2名、建築技術職員が1名、事務職員が1名、合わせて4名の派遣を考えております。期間は全て1年ということでやっております。

宮崎都市計画課長 パーソントリップ調査ですけど、昨年の10月から11月にかけてまして計4回こういった各都市圏の住民の方に調査票を発送しまして、今、回収できたところでは。

大体所定の数字がとれまして、今、それぞれの回答者からの回答を分析しているところでございまして、今後その分析が終わりましたら具体的な計画づくりにいきたいと考えております。

黒木公営住宅室長 県営住宅の入居資格でございますけれども、基本的には同居の親族が条件にはなっているんですが、例外といたしまして、高齢者であるとか障がい者であるとか、そういった方々につきましては単独での入居も可能となっております。

平岩委員 ありがとうございます。東日本大震災、4名の方が行かれるということで、寒い時期ですし、しっかり応援をしてあげていただきたいと思えます。

それから、ついさっき電話がかかってきました。障がいを持っている人がアパートをかわりたいんですけども、いいところが見つかったと思ったら、不動産屋を通じた大家さんがどうしても貸さないといい出したとあってちょっともめているという話で、市営の住宅に入れるかなと相談したら、家族が誰か同居じゃないとだめだというふうに言われたと言われたんです。その人は全面介助の人で、でも知的障がいはなくて、パソコンを使って仕

事をしているので、ヘルパーが20時間から22時間いつも対応に来てくださる人なので、その心配は何もないんだけど、やっぱり障がいのある人って厳しいのかなと思ったんです。

それで、障がい者に対する差別がまだまだこんなにあるんだなとつくづく思いながら、ちょっと県営の場合はどうかというふうに思いましたので、同居の親族がいることが望ましいけれど、そうではないケースもあると。

黒木公営住宅室長 今お聞きした障がい者の方であれば、単身での入居が可能です。県営であれば住宅公社に届けていただければ。ただ、収入条件、そういったところがありますので、一度ご相談されたらと思います。

平岩委員 ありがとうございました。

藤田委員 47ページの特定建築物耐震化促進事業、直接この事業じゃないんですけども、嶋委員長が一般質問で取り上げた緊急輸送道路沿線の建物の調査というか、耐震化の促進ですね。これはもうちょっと調査の結果の内訳だとか、今後の耐震化促進のためにどのような方針で臨んでいるのかというのを詳しく教えていただきたいと思います。

それともう1点は、その下の木造住宅供給促進事業なんですけれども、これは農林水産部のほうで直交集成板復旧支援事業委託料というのが出ていて、CLTを使った構造躯体を作成して、それを建築士や建築学科の生徒に対して研修を行っていくという事業があるんですけれども、これに土木建築部としてはどのようにかかわっているのかが1点。

前の分は後の部分で説明いただけるなら結構ですけども。

山本建築住宅課長 まず、緊急輸送道路沿いの建築物についてですが、後ほど耐震改修促進計画のほうでもご説明させていただきますが、概略の調査、この事業については、地震が起こったときに道路を塞いでしまったり緊急車両が通れなくなったりする、それが一番問題ですので、復興にかかわりますので、古い建物で主要な道路に張りついているものについても調査ということを概略しております。

指定に当たっては、道路を指定することによって建物の耐震の義務が生じますので、社会的影響もいろいろ大きいので、一応概略の調査はしているんですが、その建物が既に耐震改修をしているとか、それから、市町村との協議とかいろいろ必要ですので、この間の答弁の中でお答えさせていただきましたように、今後もう少し詳細に調査をして、そして、市町村と協議をしながら早い段階である程度決めて、道路の安全性の確保をすぐできるように決めていきたいと思っていますのでございます。

それから、先ほどの木造住宅の促進の関係ですが、この事業に上げています地域木造住宅供給促進事業費といいますのは、木造住宅を推進するいろんな協会、例えば、県と市と、それから農林関係の団体、それから建築関係の団体、それからまた、例えば建設業協会とか建築士会とかなんですが、そういう団体が集まって木造住宅を含む木造建築を推進していくという会に対しての補助金になります。

その中で、先ほどの農林水産部の事業についても情報交換とか、それから、推進する中でそういう協議会を通じて事業をやっていくということもございますので、情報というのはお互いに共有するという形になっております。

ですから、県の行政の中だけではなくて、そういう協議会を通じて民間の団体、それから、また学校とかそのあたりにも関係するんですが、いろんな形で情報を共有して木造建

築を推進していくというシステムになっているという状況でございます。

藤田委員 最初のやつは調査の結果、例えば、民間のテナントのビルが何棟だとか、あるいはマンションが何棟だとか、商業施設が何棟だとかというのがもしあるなら、後ほどで結構ですので資料をいただけると助かります。

それと2点目のやつは、具体的に農林水産部でつくったモデルの躯体というのは、土木建築部のほうでもそういった形で使っていくようになるのかというのが1つですが、多分県産材の利用促進ということで、建築基準法がこれから順次、木造建築、特に大規模に関しては規制が緩和されていくだろうと思うので、農林水産部の一般質問等のやりとりの中では集成材工場を大分県内に新しくつくる、もしくは誘致する方向で検討していくというものの答弁もあっていますよね。

そうすると、供給側ができるのとあわせて需要側サイドでも集成材を使ったものを今から定着させていくなり普及させていくということを並行的にやっていかないといけないような気がするので、その辺の取り組みについてももし考えがあればお伺いをしたいのと、ぜひ検討いただきたいと思います。

永松施設整備課長 施設整備課では、県の施設を整備するときに木造振興というのがありますので、できるだけ木造に取り組んでおります。構造的に木造にできないものは、内装を木質化しております。

先ほど言われた集成材等、なかなか県内に今まで加工場がないということなので、例えば、今、県立美術館で集成材のブレースを設置するようにしているんですけど、一応県産材を使いますが、県外で加工してまた持ってくるという段取りになっておりますので、できましたら県内にそういう加工場があると大変助かりますので、今後とも情報交換しながら、できるだけ県産材を使っていきたいと考えております。

山本建築住宅課長 沿道の分については、今はまだデータが不備というか、詳細にできていない分と、生データ状態ですのでちょっとまだお見せできるようなほどまとまっておりませんので、もう少し時間をいただきたいと思います。〔「はい」と言う者あり〕

濱田委員 さっき耶馬溪ダムの管理のあれがありましたね。あそこで水上スキーとかようやっているじゃないですか。あれは事業をやる人なんかからは、やることについてお金を取るんですか。

それともう1点、県営住宅8,671戸、これから上がる家賃というのは年間幾らですかね。

その2点。

菖蒲河川課長 湖面利用で使用料を取っているかどうかにつきましては、ちょっと調べさせていただきます。確認をいたします。

黒木公営住宅室長 大体家賃、年間の収入でございますけれども、約2.1億円です。

濱田委員 それは、諸収入で入っているの。

黒木公営住宅室長 収入は県営住宅使用料として入っております。

濱田委員 使用料で入っている。はい、わかりました。

嶋委員長 建築物の耐震化、旅館ホテルの耐震改修ですけど、私これまで国の補助は最大3分の1だというふうに理解していたんですが、交付金と補助金を合わせて国の助成が5分の2になるような制度が、いろんな資料、あるいは他県の支援制度を見ているとあるん

ですが、これについてちょっとご説明いただけますか。

山本建築住宅課長 基本的に、地方公共団体の補助率が上がってくることによって国も上がるというシステムがございます。

それともう1つは、非常にこれはややこしくて条件がいろいろつくものですから、例えば緊急輸送道路じゃないですけど、避難系のもとで加算されるというものもあるんですけども、条件がいろいろあるものですからちょっと口頭で一概に言うのは難しいんですけども、5分の2になるというのは、恐らく市町村の補助率をある程度上げるということと、それから、避難施設か何かの関連で上がってくるというふうに言われるんですが、今、大分県で考えている分につきましては、一般の民間の建物に対してのものなので——それは耐震診断のほうですか。

嶋委員長 耐震改修。

山本建築住宅課長 耐震改修につきましても、最大で恐らく——済みません。

嶋委員長 いいですか。災害時の受け入れ協定、さらには地方自治体の補助が入って私は最大3分の1だと思っていたんですが、他県の支援制度を見てみると——耐震改修ですよ。国の交付金と補助金を合わせて、15分の5と15分の1の補助金を合わせて15分の6ですから5分の2にならないですかね。

山本建築住宅課長 補助金と交付金という形になっているんですね。

嶋委員長 交付金が15分の5、補助金が15分の1、合わせて5分の2、国が助成をしようとする。それを使っている都道府県というか、県もあるようなので、耐震改修の補助スキーム、そういうのをもとにつくっているところもあるので、これから県が耐震改修についても検討していこうとするならばそれは活用すべきじゃないかなと私は思うんですが、もしくは時限的なものなのかもしれませんけれども、そうであるとするならば早目の方針決定が私は大事だと、こういうふうに思うんですけど、ちょっとお答えいただけますか。

山本建築住宅課長 済みません。方針の決定は私のほうでは無理かもしれませんが、先ほどの説明がちょっと中途半端になって申しわけなかったんですが、一応防災拠点等の建築物で5分の2になるというのは、今やっている一般の特定——例えば旅館等ではなくて防災拠点等で指定する分野もあるんですが、そこについては交付金と補助金を入れて5分の2までなるというシステムはあるようでございます。

済みません。後でまた資料をお持ちして説明をさせていただきます。

嶋委員長 はい、よろしく申し上げます。

小野委員 個別の問題じゃないんですけどね、1ページにまとめているような全体にかかわる問題でございますが、この間の土木の事業、またはこの1年間の委員会でのいろいろな調査とか、みなさんのお話を聞いて思うんですけども、1つは、私たちがこれまで進めてきた道路の整備と地域振興ということを目指しながらやってきているんですけども、なかなかそれに結びつかない面というのが一方であって、国東の場合でも陸の孤島という言葉はほとんど聞かれなくなりました。しかし、地域の衰退というのはどんどんどんどん進んでおりますし、そこらあたりはどう考えたらいいのかなというようなことを思うわけですが、きのうの予特では道路の改良率の話がありましたね。大分県の改良率が九州よりも上だけど、全国に比べると下というような、75%というふうな話がありましたけど、この75%もあくまでも大分県内の平均であって、県内を見ると、また随分差が出ている

わけですが、これは日田土木事務所等を訪れたときには改良率はなかなか上がらないけれども、それは急峻な土地、地形とかいうのがあったという話もなるほどなど。やりやすいところとやりにくいところ、金がかかるところとかからないところがあるわけですがけれども、こういった例えば道路の改良だけを取り上げてみたときに、改良率というものと地域の振興というのをどういう絡みで考えながらやっているのかなということ、そういう思いがわからないまま1年が終わろうとしているわけですが、何かそういう関係のもので……。

畔津土木建築部長 改良率につきましては、委員会の中でも道路課長がお答えしたと思うんですが、一つの指標だとは思っていますけれども、今の状況ですと、改良率ではなかなか表現できないといいますか、県民の方が道路を使って、あるいは産業の基盤としての道路の位置づけも含めて改良率だけではなかなか表現できないなと思っております、いろんなバイパスをつくっていくという点でも、現道が改良済みであったときに、なおかつより早く道路をつくっていくという方法もありますので、そういう意味では改良率では表現できないと思っています。

ですから、地域単位で地域振興のために、私どもも例えば県北ですと大分空港道路、これは空港と大分や別府をより早くつなごうという観点でつくられた自動車専用道路ですがけれども、そういったもので時間短縮を図りつつ、なおかつ、当時は県北のテクノポリス構想というものがあまして、ソニー等の立地が県北地域にも進みました。

ただ、そういった中身がまた時代を経て、そういった産業が山や谷があるという中ではなかなか全てが有効に利用されているかというところとそうはなっていないという実情があるろうと思っておりますけれども、だから今は、道路整備につきましては、改良率の向上というものももちろんありますけれども、地域が持っている課題ですね、それは産業振興なのか、あるいは人口の定着というところもあるろうかと思っておりますけれども、やはり地域の活力を維持しながら発展を目指していくという個々のニーズに合わせた形で、私どもそれぞれの現場に合わせた道路整備を進めていかなくちゃいけないなと思っております。

ですから、同じパターンで地域の道路整備を進めるのではなくて、それぞれの地域に合った内容はどういう形がいいのか、それがあある意味では山のほうは1.5車線的な整備をやっていく、あるいは新しいバイパスをつくる、あるいは現道を広げて歩道を整備していく、そういう形になってあらわれていると思っております。

小野委員 大変難しい課題だと思うんですがけれども、例えば県内60分構想、それから域内というか、30分というのをばーっと掲げてやって、ほぼそれが達成できたわけですね。それが果たしてどうだったかなというような思いはありますけど、例えば、空港道路の無料化をしているけど、今、朝は国東のほうに入ってくる車が何十倍と多いわけですね。夕方は今度出ていく車が何倍と。何のためなのかなというような、すっきりしないまま行っているわけですがけれども、今言われたように総合的にどう判断をしていくかということになると思うんですがけれども、引き続き勉強させていただきたいと思っております。ありがとうございました。

嶋委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

嶋委員長 ほかに質疑もないようですので、これより採決をいたします。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決すること

にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

嶋委員長 ご異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第10号議案平成26年度大分県臨海工業地帯建設事業特別会計予算について、執行部の説明を求めます。

渡邊港湾課長 第10号議案平成26年度大分県臨海工業地帯建設事業特別会計予算について、ご説明いたします。

予算概要の52ページをお開き願います。

表の左から2列目、予算額の上から2行目にありますように、26年度当初予算額として、14億1,061万円を計上しております。

まず、歳入の主な内訳でございますが、財産収入として、土地貸付料が531万7千円、その右の繰入金として、減債基金からの繰入金が4,519万3千円、さらに2つ右の県債として、建設元金債の借りかえが13億6千万円でございます。

次に、54ページをお開き願います。

歳出でございますが、事業名欄一番上の、6号地事業費541万7千円は、6号地の維持管理等に要する経費でございます。

その下の公債費14億519万3千円は、6号地造成に伴う県債の元利償還金でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

嶋委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

質疑、ご意見などはございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

嶋委員長 別に質疑もないようですので、これより採決をいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

嶋委員長 ご異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第11号議案平成26年度大分県港湾施設整備事業特別会計予算について、執行部の説明を求めます。

渡邊港湾課長 第11号議案平成26年度大分県港湾施設整備事業特別会計予算について、ご説明いたします。

予算概要の52ページにお戻りください。

表の左から2列目、予算額の上から3行目にありますように、26年度当初予算額として、17億6,069万9千円を計上しております。

まず、歳入の主な内訳でございますが、使用料及び手数料として、附属地や野積み場等の使用料などが、12億870万7千円、その2つ右の繰入金として、一般会計からの繰入金が、1億5,199万2千円、さらにその2つ右の県債として、港湾施設建設事業債の借り入れが、4億円でございます。

次に、55ページをお開き願います。

歳出でございますが、主な内訳としまして、目港湾施設管理費のうち、事業名欄一番上

の港湾施設管理費1億3,076万4千円は、上屋や野積み場などの港湾施設の管理に要する経費でございます。

その下大分港大在コンテナターミナル管理運営事業費7,280万1千円は、指定管理者への委託料や維持修繕等に要する経費でございます。

次に、一番下、公債費1億2,383万4千円は、港湾施設整備事業に伴う起債の元利償還金でございます。

次に、56ページをお開き願います。

目港湾施設建設費でございますが、港湾機能施設整備事業費4億円は、津久見港、大分港、臼杵港、佐伯港の埠頭用地の造成等に要する経費でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

嶋委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

質疑、ご意見などはございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

嶋委員長 別に質疑もないようですので、これより採決をいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

嶋委員長 ご異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第46号議案平成26年度における土木事業に要する経費の市町村負担について、執行部の説明を求めます。

甲斐土木建築企画課長 第46号議案平成26年度における土木事業に要する経費の市町村負担についてご説明いたします。

議案書の262ページをお開き願います。

これは、平成26年度の土木事業に要する経費の一部として、地方財政法等に基づき、関係市町村に負担を求めることについて、議決をお願いするものです。

表の下の部分にあります各事業の負担割合等につきましては、前年度と変更はございません。また、事前に市町村の同意をいただいているところです。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

嶋委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

質疑、ご意見などはございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

嶋委員長 別に質疑もないようですので、これより採決をいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

嶋委員長 ご異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第47号議案大分県道路占用料徴収条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

鈴木道路課長 第47号議案大分県道路占用料徴収条例の一部改正についてご説明いたします。

議案書の264ページ、委員会資料の5ページをお開きいただければと思います。

本条例は、国の道路法施行令に準拠し、道路占用料の徴収など必要な事項を定めており

ます。

今般、消費税法等の一部改正並びに道路法及び同法施行令が一部改正されたことに伴い、条例改正を行うものでございます。

改正内容は2点ございます。1つ目は道路占用料の税率の改正であります。占用料は、占用期間が1月未満である場合に限り、課税対象となっております。消費税法等の改正により、占用期間が1月未満である場合の税率を5%から8%に改正するものです。

2つ目は道路法施行令の一部改正に伴い、規定の整備を行うものです。

国有林野事業以外の国の事業に係る占用料は、道路法の規定により免除となっております。

そのため、国有林野事業については、国では同法施行令により減免し、本県では、本条例の規定により減免としておりました。

今回、国有林野事業が一般会計の事業に移されたことに伴い、国有林野事業が道路法による徴収しない国の事業に当たることになりましたので、同法施行令の減免規定が削除となりました。本県の条例においても同様に、説明資料の右の表のアンダーラインに該当する部分の減免規定を削除するものです。少しわかりにくい内容なのですが、実態としては何もかわるものではありません。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

嶋委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

質疑、ご意見などはございませんか。

濱田委員 林野関係ではないんですけど、商店街のアーケードとかあるじゃないですか。あれは今県内で、占用料の対象のところはどのくらいあるんですか。

鈴木道路課長 手元に資料を持っておりませんので、後ほど調べて、ご説明にあがりたいと思います。

濱田委員 ちょっと意見で、どこもシャッター通りでね、負担が重くなっておるんです。だからその点を少し配慮をしないと、シャッター閉めているところは、みんなで割り勘ができない状態がふえておるんですね。その辺をひとつ考慮に入れておいてください。

嶋委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

嶋委員長 ほかに質疑もないようですので、これより採決をいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

嶋委員長 ご異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第48号議案河川の流水占用料等の徴収に関する条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

菖蒲河川課長 第48号議案河川の流水占用料等の徴収に関する条例の一部改正についてご説明いたします。議案書の265ページとなります。あわせて、委員会資料の6ページをお開きいただきたいと思います。

この条例は、1に記載しておりますとおり、河川法の許可を受けて河川の流水や敷地を占有する者や、河川区域内の土石などを採取する者から、河川法第32条の規定に基づき占用料等を徴収するために必要な事項を定めたものです。

今回の改正内容としましては、河川法及び消費税法等が一部改正されたことに伴い、流水占用料等の料金改定などを行うものでございます。

まず、2の河川法の改正についてご説明します。

従来は、水力発電に係る流水の占用については、全て河川管理者から許可を受ける必要がありました。法改正により、他の目的で許可を受けて取水する河川の流水のみを利用して水力発電を行う者は、河川管理者の許可に換えて登録で足りることとなりました。

それに伴って、この登録を受けた者からも流水占用料を徴収できるよう、本条例を改正するものです。

改正の内容は、資料の右側3改正内容に記載しておりますとおり、条例に「登録を受けた者」を追加します。また、流水占用料・河川産出物採取料について、下の表にありますとおり、消費税率が5%から8%に引き上げられるため、約3%増の改正を行うものでございます。

4の施行日については、河川法改正関係は公布の日からとし、消費税法等改正分は平成26年4月1日としています。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

嶋委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

質疑、ご意見などはございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

嶋委員長 別に質疑もないようですので、これより採決をいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

嶋委員長 ご異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第49号議案海岸の占用料等及び海底の土地の使用料等の徴収に関する条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

菖蒲河川課長 第49号議案海岸の占用料等及び海底の土地の使用料等の徴収に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

議案書の267ページとなります。また、委員会資料では7ページをあわせてごらんください。

7ページの1に記載しておりますとおり、この条例は、海岸法などの許可を受けて海岸や海底の土地を占用する者や、土砂を採取する者から占用料等を徴収するために必要な事項を定めたものでございます。

2の改正の理由としましては、消費税法等の一部改正に伴い、改正後の消費税率を土石の採取料等に適正に転嫁するためでございます。

3の改正内容としましては、土石の採取料について、表の中にございますように、消費税率が5%から8%に引き上げられるため、約3%増の改正を行うものでございます。

4の施行日については、改正消費税法の施行日と同日の平成26年4月1日としています。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

嶋委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

質疑、ご意見などはございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

嶋委員長 別にないようですので、これより採決をいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

嶋委員長 ご異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

菖蒲河川課長 委員長済みません。先ほど濱田委員からお尋ねがあった、耶馬溪ダムの湖面利用の件ですがよろしいでしょうか。

嶋委員長 どうぞ。

菖蒲河川課長 耶馬溪ダムの湖面に、中津市が耶馬溪アクアパークということですのでね、桟橋をかけて、モーターボートとかが着く、船着き場のようなものをこしらえております。その部分の施設の占用については、公的機関ということで占用料は取っておりませんが、利用者については施設を管理する市が、利用者と時間に応じて一定の金額を徴収しております。以上です。

嶋委員長 次に、第50号議案港湾区域等における占用料及び土砂採取料の徴収に関する条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

渡邊港湾課長 第50号議案港湾区域等における占用料及び土砂採取料の徴収に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

議案書の268ページをお願いいたします。また、委員会資料の8ページをあわせてお開き願います。

本議案は、先に公布された消費税法等の一部改正に伴い、港湾区域等における土砂採取料の料金改定の条例改正を行うものでございます。

1の本条例についてですが、港湾法第37条第4項の規定により、港湾区域内の水域又は公共空地の占用料及び土砂採取料の徴収に関し、必要な事項を定めています。

2の港湾法の規定ですが、港湾法第37条により、港湾区域内の水域等において、占用や土砂の採取を行うための許可を受けた者から占用料又は土砂採取料を徴収することができると規定されております。

平成26年4月1日から改正される消費税率を料金に適正に転嫁するよう、本定例会に改正条例案を提出しております。

3の改正内容についてですが、課税対象となる土砂採取料について、例示のとおり消費税率が5%から8%に引き上げられるため、3%増の改正を行うものです。

4の施行日ですが、改正消費税法の施行日と同日の平成26年4月1日としています。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

嶋委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

質疑、ご意見などはございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

嶋委員長 別に質疑もないようですので、これより採決をいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

嶋委員長 ご異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第51号議案大分県都市公園条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

平野公園・生活排水課長 第51号議案大分県都市公園条例の一部改正についてご説明いたします。議案書では269ページになりますが、説明は委員会資料で行いますので、資料の9ページをごらんください。

本議案は、大洲総合運動公園水泳プールの廃止に伴い、関係条例の改正を行うものです。

1の改正の内容ですが、2点ございまして、1点目は、大分県都市公園条例の別表の大洲総合運動公園の有料公園施設から水泳プールを削除するものでございます。

2点目は、有料公園施設の水泳プールを削除することにあわせて、大分県使用料及び手数料条例の別表第1から大洲総合運動公園の水泳プールを削除するものでございます。

2の改正の理由ですが、大洲総合運動公園の水泳プールについて、老朽化や利用者の減少、また近隣の大分市営プールが代替プールとして利用できることなどから、廃止することとしたためでございます。

3の施行日ですが、2つの条例とも公布の日としています。

なお、5の跡地利用ですが、慢性的な駐車場不足や、競技前の準備運動ができる広場の設置といった、大洲総合運動公園の喫緊の課題を解消するため、水泳プールを撤去し、駐車場及び広場の整備を行います。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

嶋委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

質疑、ご意見などはございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

嶋委員長 別に質疑もないようですので、これより採決をいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

嶋委員長 ご異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で付託案件の審査を終わります。

次に、執行部より報告をしたい旨の申し出がありましたのでこれを許します。

鈴木道路課長 私からは、道路照明灯を活用した「おおいた灯りのサポーター事業」についてご説明いたします。

委員会資料の10ページをごらんください。

近年、電気料金等の値上げにより、道路の維持管理費が増大しており、県民の皆さんに継続的に安全・安心な道路環境を提供するため、新たな財源の確保を行うものです。

概要としまして、道路照明灯の維持管理費の一部を寄附していただく企業や団体を募り、寄附していただいた企業名、団体名を道路照明灯の支柱に右下の図のようにシールにより表示するものです。

寄附いただく企業、団体と3年間の協定を結び、道路照明灯1灯当たり年間2万円、計6万円の寄附をお願いするものです。

対象とする道路照明灯については、交通安全に配慮し、歩道が整備された県管理の国、県道上の約1,400カ所を対象としております。

なお、来年度予算に道路照明灯40本分計240万円を収入として計上しております。

寄附金については、道路照明灯の電気代、維持管理等の費用として活用を考えております。

以上でございます。

嶋委員長 ただいまの報告につきまして、質疑、ご意見などはございませんか。

濱田委員 これを見ると、いわゆる歩道、歩く人向けに歩道に向いておるようですけども、車道に向けるそれはないんですかね。余り協見で……。

鈴木道路課長 まさにそのとおりで、交通安全上の観点からドライバーからは見えないような位置に設置することとしております。

濱田委員 いや、今、歩く人は非常に少ないのでね、効果としてどうかなと思ったんですけど、繁華街ならいいんですけども、いわゆる国道の普通のところとか、歩道になってあるんですけど、歩く人は非常に少ないと。字を大きくしてやればいような気もしますけれども、車道側に……。まあ一回やってみてください、どういう反響があるか。

衛藤委員 ちょっとお聞きしますが、約1,400カ所、今1,400個で維持費、電気料等はどのくらいかかっちゃうんですか。

鈴木道路課長 道路照明は1,400カ所ではなくて、約6千灯、管内にはありますが、今回対象となるのは歩道にあるものだけですので、それが1,400灯ということです。大体1灯当たりの年間の電気料金が2万円でございますので、おおむね1年の電気代をキープしていただければと考えて設定しております。

衛藤委員 じゃあ、電気代が出るということやね。

もう1つ、それとこのサポーター名の何というのか、掲示板、これは誰がするんですか。

鈴木道路課長 これは県で印刷をいたします。

衛藤委員 経費はおたくが持つと。

鈴木道路課長 2万円の中からだそうです。

衛藤委員 生産費は。

鈴木道路課長 それは安いので。

衛藤委員 わかりました。

藤田委員 これは対象が企業、団体ですけども、個人を対象にというのは検討したのかどうか。

鈴木道路課長 これは他県でもこういう取り組みがありまして、個人名を売るといのはいかなものかということで採用していないということがありますので、当県においても個人名はだめよということにしております。

藤田委員 俺はせんけど、県外に行っている人が、大分県出身者がふるさと納税のような形でうちの近くに1灯持ってあげたいなとかいうケースがあるといいなという思いがしたもんですから、お願いしました。

嶋委員長 議員がすると公選法に抵触しますので。

1,400カ所の選定はもうできているのかということと、この告知、企業、団体にどのように告知しているのか教えてください。

鈴木道路課長 1,400灯はどこにあるのかデータベースがありますので、それはわかっております。その張りたいという人が、ここに張りたいんですというのを地図とかあわせて持ってきて、私どもで持っているもので照合して、それはいいよとか、それはだめよとかいうことを判断してまいります。

広報でございますけれども、土木事務所に受け付けをお願いすることになりますので、

土木事務所にチラシのようなものを置いて積極的に公募するという、それから、ホームページでも広報をして、プレスに投げ込むことでもって、こういう取り組みであれば多少は新聞等でも取り上げていただけるかなということを期待していること、それから、こういう取り組みが進んできたら、こういう取り組みが進んでいますよということをホームページでも、誰々企業から寄附をいただいていますということをホームページでも掲示していくということで徐々に広まっていけばなと考えているところでございます。

嶋委員長 土木事務所にチラシを置くということですけど、積極的にPRするということですけど、建設業協会に余り偏ったら多少僕は問題があるのではないかなと思うので、やっぱり広く告知をしていただいて、いろんな業界の企業、団体の皆さんに協力をしてもらうということが大事だと思うので、他の部局にもしっかりとPRを土木建築部からする必要があるので、その辺よろしく。

鈴木道路課長 本事業は土木建築部だけで検討したものではありませんで、いわゆるネーミングライツのような取り組みを県全体として広げていきたいと思いますという一環で、他部局と連携してつくる会議の中で土木建築部としてはこれを提案したものでございますので、県全体として幅広く広報してもらおうということになってございます。

嶋委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

嶋委員長 ほかに質疑もないようですので、次の報告をお願いします。

山本建築住宅課長 大分県耐震改修促進計画の変更についてご説明いたします。

委員会資料の11ページをごらんください。

本計画は、耐震改修促進法に基づき平成19年3月に策定しましたが、同法の改正に伴い、今回変更するものです。主な変更点について説明します。

まず、1の総則において、今回の法改正に伴う国の建築物耐震化補助事業が、平成27年度末に終了することから、計画期間を27年度末と1年延長しました。あわせて計画の検証を平成27年度に行うこととしました。

次に、2の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の地震被害の想定については、大分県地域防災計画及び大分県地震被害想定調査に基づき、最新の情報に更新しています。

また、耐震化の現状及び目標では、目標値は原計画のとおりですが、現状の耐震化率の欄を直近の数値に変更しています。

続いて、資料右側、3の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策において、(1)として庁舎・警察署・消防署など地域防災計画に記載された防災拠点等建築物で、耐震性の確認できていないものについて、平成27年12月末までに耐震診断結果の報告を義務づけたものです。

また、(2)の地震発生時に通行を確保すべき道路についてですが、地震時に道路を閉塞する可能性のある沿道建築物に耐震診断が義務づけられました。これは地域防災計画で定められた緊急輸送道路のうち、特に重要な区間について指定することとしておりますが、指定に当たっては、現在進めている、大分県緊急輸送道路ネットワーク計画の見直し結果を踏まえ、今後、区間指定の考え方や報告期限等について検討することとしています。

最後に、4についてですが、不特定多数の者が利用する大規模建築物等については、平成27年12月末までに耐震診断結果の報告が、今回の法改正で義務づけられたところで

す。

資料のフローチャートにより、建築物の所有者に対する指導等の流れを説明します。

まず、耐震診断結果の報告があった場合、フローの左側になりますが、耐震性の有無等を公表します。耐震性がなかった場合は、耐震化に向けての指導等を継続します。

次に、耐震診断の報告がなかった場合は、フローの右側になりますが、指導により耐震診断を促し、従わなかった場合はその旨を公表します。

いずれにしましても、耐震性のない建物については、耐震性を確保するよう指導を続けていきます。

以上でございます。

嶋委員長 ただいまの報告につきまして、質疑、ご意見などはございませんか。

戸高副委員長 これは27年度までに少なくとも住宅特定建築物については90%にするということなんですけれども、直近の数字を住宅72%、特定建築物85%、県が所有する建築物99%ということで上げていただいたんですけれども、震災後からどのぐらい進んだかという意味で、ちょっとその前の年ですね、そういう経緯がもしわかれば、震災後からこれくらいまで大分県として進んできたということのそういう資料はこの中には入っていないですか、ちょっと私、今見てきたんですけど。

山本建築住宅課長 一番上の住宅についての数値は、統計に基づく推計値になっております。それで、残念ながら1年間に1%ずつぐらいしか伸びていないという状況です。推測値はですね。目標はかなり前から90%を立てているんですが、これは国がまず立てて、それも都道府県が従っているという状況なんです、それがなかなか進んでいないという状況もございます。今回、耐震改修促進法で今まで努力義務だったものが耐震診断の義務づけまで強化されているという状況でございます。

戸高副委員長 県が所有する建築物については掌握等されているんですかね。

山本建築住宅課長 下の2段、特定建築物と県が所有する建築物は、ある程度実態調査、特に県が所有する建築物については確認できますので、実態に合わせて把握しているという状況でございます。

藤田委員 1個確認ですけれども、4番目の指導等の実施の対象となる大規模特定建築物というのは、昭和56年以前のものだけが対象になるのか、それともそれ以降の分も対象になるのか、もう一度お願いします。

山本建築住宅課長 昭和56年に建築基準法が大きく改正されておまして、昭和56年以降は今の基準に合っていれば耐震性はあるというふうに判断されていますので、今、耐震化を促進するのは耐震性のないもの、すなわち56年以前であっても耐震診断した結果、耐震性があるものもあるんですけれども、一応耐震診断をしないとあるかどうかわからないというもので、基準以前に建てられた、長くなりましたら56年以前のもを対象としております。

藤田委員 確認なんですけれども、ここで記載されている不特定多数の者が利用する大規模特定建築物等というのは、基本的に昭和56年以前の建物という意義づけになるわけですかね。

山本建築住宅課長 はい、そういうことです。

藤田委員 結構わかりづらいような気がするのですが、全てのそういう関連施設が年代にかか

わらずしなきゃいけないのかなという誤解が生じないような表現の仕方とか、語句の説明とかが要るかなという気がいたしますので、よろしくお願ひします。

山本建築住宅課長 気をつけて記載するようにいたします。ありがとうございます。

嶋委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

嶋委員長 ほかにないようですので、ここで一言私からお礼を申し上げます。

〔嶋委員長挨拶〕

〔畔津土木建築部長挨拶〕

嶋委員長 これをもちまして、土木建築部関係の審査を終わります。執行部は大変ご苦勞さまでした。

〔土木建築部退室〕

嶋委員長 この際、他に何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

嶋委員長 別にないようですので、これをもちまして、委員会を終わります。ご苦勞さまでした。